平成30年度春学期【日本人用】 横浜国立大学経済支援制度

入学料および授業料の免除・徴収猶予制度について

横浜国立大学では、下記の経済支援制度を実施しています。（申請資格：本学正規生対象）
申請を希望する者は、本冊子の説明に従い、申請書と必要書類を指定期間内に提出してください。

入学料免除　※平成30年度4月入学の新入生のみ対象

経済的理由等によって、入学料の納入が困難な者に対し、申請に基づき、選考のうえ、入学料の全額または半額が免除される制度です。
ただし、**学部に入学する者は、入学前の1年間に『特別の事情による申請』（p.3 参照）に該当する事柄があった場合のみ、申請できます。**

入学料徴収猶予　※平成30年度4月入学の新入生のみ対象

経済的理由等によって、納入期間に入学料の納入が困難な者に対し、申請に基づき、選考のうえ、入学料の徴収が一定期間、猶予される制度です。　（入学料を免除する制度ではありません）

授業料免除

経済的理由等によって、授業料の納入が困難な者に対し、申請に基づき、選考のうえ、授業料の全額または半額が免除される制度です。

授業料徴収猶予

経済的理由等によって、納入期間に授業料の納入が困難な者に対し、申請に基づき、選考のうえ、授業料の徴収が一定期間、猶予される制度です。　（授業料を免除する制度ではありません）

Ⅰ. 申請受付について

申請書類に必要事項を記入の上、必要な証明書類を添えて、下記の受付期間内に提出してください。

（１）入学料免除・徴収猶予

	申請書類受付期間	受付場所
新入生	**合格者発表後 ～ 入学手続期間内　（土日祝除く 8:30～12:45／13:45～17:00）** **※ 平成 30 年 3 月 12 日(月)は入試のため、受付は行いません。** **※ 入学手続きに間に合うように申請してください。学部入学者（前期・後期試験合格者）は、入学手続期間最終日の１日前（土日祝の場合はその前日）が締切になります。最終日の申請では入学手続きに間に合いませんので注意してください。**	**学務部** **学生支援課 経済支援係** **（学生センター２階）**

※ 学部に入学する者は、入学前の１年間に『特別の事情による申請』（p.3 参照）に該当する事柄があった場合のみ、入学料免除の申請を受付けます。（入学料徴収猶予については、学部に入学する者も申請可能です。）
※ 申請は、申請書類受付期間内に窓口に直接持参ください。代理人による持参も可能です。直接持参できない場合は、学生支援課経済支援係（045-339-3113）までご連絡ください。
※ 入学手続きの際に、入学料を支払った「払込書」が必要になりますが、入学料免除または徴収猶予の申請をした方は、それに代わる書類として「申請証明書」をその場でお渡ししますので、それを持って、入学手続きをしてください。
※ 入学料を支払ってしまうと、入学料免除または徴収猶予の申請はできませんので注意してください。
※ 入学料免除・徴収猶予の申請は、上記期間のみです。受付期間終了後の申請はできません。
※ 授業料免除・徴収猶予の申請も希望する場合は、上記期間にあわせて申請してください。
※ 入学料免除の正式な決定が出る前に入学を辞退すると、入学料の納付義務が生じます。

（２）授業料免除・徴収猶予　※ 新入生と在学生で受付締切日が異なりますのでご留意ください。

	申請書類受付期間	受付場所
新入生	**合格者発表後 ～ 平成３０年４月６日（金）** **（土日祝除く 8:30～12:45／13:45～17:00）** **※ 平成 30 年 3 月 12 日(月)は入試のため、受付は行いません。**	**学務部** **学生支援課 経済支援係** **（学生センター２階）**
在学生	**申請書類受取後～ 平成３０年３月３０日（金）** **（土日祝除く 8:30～12:45／13:45～17:00）** **※ 平成 30 年 3 月 12 日(月)は入試のため、受付は行いません。**	
郵送申請	**（新入生）合格者発表後 ～ 平成３０年３月３０日（金）必着** **（在学生）申請書類受取後～ 平成３０年３月３０日（金）必着**	**※「郵送申請について」に従って送付して下さい**

※ 授業料免除・徴収猶予の申請は、上記期間のみです。受付期間終了後の申請はできません。
※ 在学生で、３月末まで休学していた等の事情により、３月３０日(金)までに提出できない場合は、４月６日(金)の受付時間までに直接窓口でご相談ください。
※ 代理人による持参は可能です。
※ 窓口混雑時は、受付時に「仮受付書」を配付します。申請書類のチェック後、「受付書（本人控）」をお渡ししますので、「仮受付書」に記載された期間に、再度、学生支援課経済支援係まで受け取りに来てください。
※ 郵送申請の場合、同封の返信用封筒にて、「受付書（本人控）」を郵送します。（直接持参でも、再度、窓口に来ることができない等の理由で郵送を希望する場合は、下記の返信用封筒をあわせて持参してください。）
不足書類等のある場合は、その時にあわせて再提出をお知らせします。

※ 郵送申請について

● 申請書類および必要な添付書類
● 返信用封筒：長形３号（12cm×23.5cm）の封筒に返信先の住所・氏名を明記のうえ、**２４２円分の切手**を貼付してください。
以上を、**「レターパックライト（360 円）」**で下記住所まで郵送してください。
平成３０年３月３０日（金）必着です。

送付先住所：〒240-8501　神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台７９－８
横浜国立大学　学生支援課経済支援係　「授業料免除等申請」宛

注意１：「レターパックライト（360 円）」は、お近くの郵便局やコンビニエンスストア等で購入できます。
注意２：「普通郵便」での送付、および郵送受付期間後に届いた申請書類については、「申請無効」とします。
注意３：書類提出後に転居する場合は、郵便局の転居・転送サービスを利用する、または返信先を実家にするなどして、返信用封筒を確実に受け取れるようにしてください。（「受付書（本人控）」は、書類到着後１週間程度で返送する予定です。）
注意４：平成３０年４月末日までに「受付書（本人控）」が届かない場合は、学生支援課経済支援係までお問い合わせください。

II. 選考区分および審査について

選考区分	対象者	審査
一般申請	経済的理由によって入学料または授業料の納入が困難である者	**「学業」と「経済状況」に関する審査があります。**【注1】
特別の事情による申請	納期前６ヶ月以内（新入生は、入学した学期の申請に限り、入学前１年以内）【注2】において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」【注3】という）が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害【注4】を受けた場合で、入学料または授業料の納入が著しく困難であると認められる者	**「経済状況」に関する審査があります。**

【注1】入学料徴収猶予の審査は「経済状況」のみで行います。
【注2】納期前６ヶ月以内とは、春学期分申請については**平成２９年１０月１日から平成３０年３月３１日まで**の期間です。
入学前１年以内とは、春学期分申請については**平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで**の期間です。
【注3】学資負担者は同一世帯内の者であること。
【注4】風水害等の災害とは、原則日本国内で発生したものとし、公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等のとれるものです。

（1）「学業」の審査について

- 学業の審査は、今年度入学者は入試成績等、在学生は前年度までの成績等によって審査を行います。
- 原則として、最短修業年限を超えて在学する者（休学期間も含まれます）は「不適格」となりますが、最短修業年限超過１年以内の場合のみ、その理由によっては、「適格」となる場合があります。
- 学業審査が「不適格」の場合は、どんなに経済状況が悪くても「不許可」になります。
- 授業料免除・徴収猶予における「学業」の審査基準は以下の通りです。

学部	博士課程前期（修士）	博士課程後期
【1 年次】 入学試験の合格をもって適格とみなす 【2 年次以上】 学部の定める標準単位数を修得し、かつ、修得単位数の 60%以上が「良」以上の成績である者	【1 年次】 入学試験の合格をもって適格とみなす 【2 年次以上】 研究科等の定める標準単位数を修得し、かつ、修得単位数の 60%以上が「良」以上の成績である者	指導教員の推薦する者

（2）「経済状況」の審査について

- 申請者本人と生計を同一にする世帯全体の経済状況によって審査されます。
- 通常は、平成２９年の実績を平成３０年の収入見込みといたします。年の途中で退職・就職・転職等した場合は、平均月額を算出し、１年分に換算した金額を審査に使用します。
  平成３０年の収入見込みが平成２９年の実績と著しく異なる場合は、それを証明する書類、年間支給見込証明書［様式7］等の提出があれば、考慮して審査されます。
- 世帯内に、就学者・長期療養者（申請時現在において、６ヶ月以上にわたる期間療養中の者、または療養が必要と認められる者で、申請前１年以内の療養費の支出額の合計が２０万円以上の場合に限る。）・障害者のいる家庭・母子父子家庭・災害による被害を受けた家庭は、それを証明する書類の提出があれば、考慮して審査されます。

※ 免除に係る予算が限られているため、申請者多数の場合は、審査を通過しても免除を受けられない場合があります。その場合は、経済的困窮度の高い順に免除されます。

III. 授業料免除・徴収猶予の「一括申請」について

（1）書類審査は**春学期**と**秋学期**にそれぞれ個別に実施し、学期ごとに「全額免除」または「半額免除」または「不許可」の結果が発表されます。

（2）授業料免除・徴収猶予申請は、春学期申請時に、**春学期分と秋学期分をあわせて「一括申請」**することができます。
春学期に申請した者は、秋学期に改めて申請書類を提出する必要はありません。
ただし、春学期申請後に、下記のいずれかに該当する事項が生じた場合は、秋学期申請分について授業料免除・徴収猶予の「変更申請」を行ってください。申請方法は、7月下旬頃に掲示板等でお知らせします。

- 秋学期から学籍が変わる場合（修士→博士等）
- 「特別の事情」に該当する事項が生じた場合
- 家族構成・就学状況・就業状況・家計状況に変更が生じた場合

※ 変更申請を怠り、後にその事実が判明した場合、申請取り消しとなります。変更申請は必ず行ってください。
※ 各学期（春学期：4月～9月、秋学期：１０月～3月）の途中に休学・修了等予定の学生は、その学期は審査の対象者とはなりません。
※「一括申請」をした者は、秋学期の結果発表も必ず確認してください。春学期の選考結果がそのまま秋学期にも適用されるわけではありません。
※ 申請は年度毎に行う必要があります。今回の申請は「平成３０年度分」の授業料についての申請となります。

提 出 書 類

日本語以外の証明書には、必ず日本語の訳文を添付してください。

Ⅰ．全員提出するもの

（証明書類に「マイナンバー（個人番号）」が記載されている場合は、マジック等で黒く塗りつぶし、見えないようにして提出してください。）

（1） 提出書類チェックリスト［様式1］

（2） 受付書（本人控）［様式2］

（3） 横浜国立大学経済支援制度申請書［様式3］

（4） 家計調書［様式4］

（5） 世帯全員の平成２９年度（平成２８年分）所得証明書（コピー不可。） 【平成３０年度変更点】

※ 本人・就学者・乳幼児は提出不要。独立生計者については本人についても提出。所得額のほか、住民税額の記載があるものを提出してください。（住民税額が「－」や「＊」となっているものや、記載が省略されているものは受け付けることができません。）住民税非課税の者については、税額が「0円」と記載のある所得証明書、もしくは「非課税証明書」を提出してください。

（6） 世帯全員の住民票（コピー不可。平成３０年１月１日以降に発行されたもの。本籍、続柄等の表示は省略可。）

※ 申請者本人の現住所が住民票の住所と異なる場合は、平成３０年４月現在、その住所に住んでいることがわかるもの（「アパート契約書」または「入寮許可証」または「4月以降に発行された公共料金の領収書」のコピー（「入居者氏名」、「住所」、「契約期間（公共料金領収書の場合は発行日）」が確認できる部分））もあわせて提出してください。

（7） 同一世帯の者について、下記の表で該当するものを提出。 ※ 本人は除く。ただし独立生計者は本人についても提出。

区分	証明書等の種類	発行場所等
収入のある者（本人・就学者・乳幼児以外） ※ 独立生計者で申請する者は本人についても提出	収入状況申告書［様式5］ および 下記の該当書類（※複数該当する場合は、該当書類を全て提出）	
給与所得者（パートを含む）	◎下記のいずれかを提出してください。 ● 平成29年分（または30年分）給与所得の源泉徴収票 ※ コピー可 ● 最近３ヶ月以上の給与明細書 ※ コピー可 ● 年間支給見込証明書［様式7］（給与明細等が紛失・未発行、収入の増減が著しい場合に提出）	勤務先
商・工・林・水・農業所得者、事業・配当・不動産・雑所得者	● 平成２９年分所得税の確定申告書のコピー（第1表～第2表） ※ 税務署に平成３０年3月１５日までに提出した申告書の控。 ※ 確定申告を行っていない場合は、市区町村に提出する「市(町)県民税申告書」等の、平成２９年分の収入金額・必要経費・所得金額がわかるもの。	税務署 市区町村役所
年金・恩給を受給している場合 （平成３０年中に受給予定を含む）	◎下記のいずれかを提出してください。 ● 平成２９年分公的年金の源泉徴収票（ハガキ）のコピー ● 公的年金支払通知書（最新）のコピー ● 年金証書や年金交付通知書のコピー等、年金額のわかるもの	日本年金機構 市区町村役所 各共済組合 等
失業給付金を受けている場合	● 雇用保険受給資格証（第１面～第４面）のコピー	公共職業安定所
生活保護を受けている場合	● 保護決定通知書等のコピー（扶助料額・受給日がわかるもの）	各都道府県
日本学術振興会特別研究員	● 特別研究員審査結果通知書のコピー （採用期間・金額がわかるもの）	日本学術振興会
平成３０年１月～３月に退職した場合	● 平成３０年 １ 月～3 月に退職したことがわかる書類のコピー（退職日記載の源泉徴収票・離職票・雇用契約書等） ※ 平成２９年内に退職した場合及び平成３０年４月以降に退職予定の場合は不要。 ※ 提出できない場合は、退職に関する証明書［様式8］を勤務先に証明してもらい提出。	勤務先
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている場合	● 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のコピー等、金額のわかるもの	市区町村役所
その他の収入がある場合	● 名称・金額・受領日等がわかるもの ※ コピー可	税務署 等
無収入の者 ※年の途中で無収入になる者も含む （本人・就学者・乳幼児以外） ※独立生計者で申請する者は本人についても提出	● 収入状況申告書［様式5］ ※ 「③ 現在、無収入の方」の欄を記入。 ※ 平成２９年１月～無収入になるまでの期間に収入があった場合は、①、②も記入の上、証明書類を提出してください。	本冊子綴込み
高校生以上の就学者（本人は除く） （平成３０年4月以降も就学する者）	● 経済支援制度申請専用在学証明書［様式6］ ※ 在学校の書式による証明書は不可。 ※ 収入に関する証明書類は原則不要です。 ※ 兄弟姉妹等が、平成３０年4月に進学する等の事情で、提出期限までに在学証明書の発行が出来ない場合は、不足書類として扱い、経済支援係で別途期限を設定しますので、その他の揃えられる書類は、必ず期限内に提出してください。	就学者の在学校
乳幼児・小学生・中学生	● 収入、就学に関する証明書類は不要です。住民票のみ提出。	

II. 特別控除等に関する証明書類（下記に該当する場合に、証明する書類の提出があれば考慮して審査されます。）

区分	証明書等の種類	発行場所等
障害者・原爆被爆者がいる世帯 （原爆被爆者は障害がある場合のみ）	● 障害者手帳のコピー ※最新のもの（申請中の場合は、医師の証明書） ● 療育手帳、被爆者健康管理手帳等のコピー	所轄官庁 病院 等
長期療養者がいる世帯 （申請時現在において、６ヶ月以上にわたる期間療養中の者、または療養を必要と認められる者で、申請前１年以内の療養費の支出額が２０万円以上の者）	● 医師の診断書（療養期間の記載されているもの）※コピー不可 ● 自己負担明細表［様式９］ ● 治療費・薬代等領収書のコピー（支払内訳がわかるもの）を、長期療養費領収書貼付用紙［様式１０］に病院ごと、月別に貼付して提出。 ※ 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間のもの	病院、薬局 保険会社 等
火災・盗難等の被害を受けた世帯 （１年以内）	● 被害を受けたことを証明する書類（罹災証明書等）　※ 発行部数の制限がある市町村のみコピー可。 ● 被害額が証明できる場合は、その金額がわかる書類（領収書・見積書等）※コピー可 ● 被害に伴う保険金等の収入がある場合は、その名称・金額・受領日のわかるもの　※コピー可 ● 確定申告により控除を受けている場合は、確定申告書のコピー	消防署 市区町村役所 保険会社 等

選考区分が「特別の事情による申請」の者は、下記の書類を提出してください。		発行場所等
主たる家計支持者が死亡した世帯 在学生：６ヶ月以内 新入生：１年以内	● 住民票（本紙。死亡年月日の記載されたもの）　または　死亡診断書等のコピー（死亡年月日のわかるもの） ● 死亡に伴う遺族年金等がある場合は、その名称・金額・受給日のわかるもの　※コピー可	市区町村役所 病院 保険会社 等
風水害の被災世帯 在学生：６ヶ月以内 新入生：１年以内	● 罹(被)災証明書　※ 発行部数の制限がある市町村のみコピー可。 ● 罹(被)災額が証明できる場合は、その金額がわかる書類（領収書・見積書等）※コピー可 ● 災害に伴う保険金等の収入がある場合は、その名称・金額・受領日のわかるもの　※コピー可 ● 確定申告により控除を受けている場合は、確定申告書のコピー	消防署 市区町村役所 保険会社 等

III. その他（下記に該当する場合は必ず提出してください。）

区分	証明書等の種類	発行場所等
独立生計者として申請する場合 （大学院生のみ）	● 本人（配偶者等があるときは配偶者等を含む）の収入を証明する書類 ※ 収入状況申告書［様式５］とあわせて提出 ● 家計状況申告書［様式１１］ ● 本人の健康保険被保険者証のコピー ※ 父母等の扶養親族でないことがわかるもの。 ※ 家計状況申告書［様式１１］に貼付して提出。 ● アパートの契約書のコピー（住所・入居者氏名・家賃・契約期間がわかる部分） 持ち家の場合は、購入時の契約書のコピー　または　固定資産税支払領収書のコピー等	該当者本人所持、勤務先等
博士課程（後期）の学生	● 推薦書［様式１２］……指導教員の署名・捺印があるもの	指導教員に依頼
郵送で申請する場合 「受付書（本人控）」の返送を希望する場合	● 返信用封筒（長形３号：12cm×23.5cm） 送付先の郵便番号・住所・氏名を記入し、242 円分の切手を貼付したもの	

※ 上記以外で大学側が必要と認め、提出するよう指示した書類	● 申立書［様式１３］……指示された場合に使用してください ● その他、指示された書類

Ⅳ. 選考結果発表後に提出する書類（全員提出）【平成 30 年度変更点】

秋学期の授業料免除も一括で申請した場合 **※春学期に授業料免除・徴収猶予を申請した場合は、原則、秋学期も「一括申請」となっています。**	世帯全員の平成３０年度（平成２９年分）の所得証明書（コピー不可） ※ 本人・就学者・乳幼児は提出不要。独立生計者については本人についても提出。 ※ 平成３０年度（平成２９年分）の所得証明書は、平成３０年６月以降に、市区町村役所で取得することができます。 ※ 所得額のほか、住民税額の記載があるものを提出してください。（住民税額が「―」や「＊」となっているものや、記載が省略されているものは受け付けることができません。） ※ 住民税非課税の者については、税額が「０円」と記載のある所得証明書、もしくは「非課税証明書」を提出してください。 平成３０年７月２日（月）～平成３０年８月３１日（金）の期間に必ず提出してください。 ※ 土日祝除く、平成３０年８月１３日（月）、１４日（火）除く

申請書類記入要領

Ⅰ．記入上の注意

（1） 申請書類は、平成３０年４月現在について、事実をありのままに、よくわかるように記入してください。

（2） 黒のペンまたはボールペンで記入してください。※鉛筆、消えるボールペンは不可。

（3） 修正する場合は、修正液等は使用しないこと。該当部分を ═══ で消し、修正してください。

（4） 記入漏れ・添付書類の不足等があった場合は、書類不備により「申請無効」となることがあります。

Ⅱ．横浜国立大学経済支援制度申請書［様式３］

（1）申請を希望する制度・区分等にチェックしてください。

※「入学料免除・徴収猶予 申請区分」：学部に入学する者は、「特別の事情による申請」の場合のみ「併願（免除と徴収猶予）」を選択できます。

（2）「申請理由」

申請に至った理由、生活費の出所、今後の予定等について具体的に記入してください。
主たる家計支持者が無職・失業中である場合は、その期間・生活費の出所・再就職の見通し等についても記入してください。

Ⅲ．家計調書［様式4］

（１）申請者本人に関する情報

① 「住所」等は平成３０年４月現在で記入し、提出後に変更した場合は必ず学生支援課経済支援係へ申し出てください。

② 「独立生計者」とは、大学院生で、両親の扶養を外れ、経済的に自立している者のことです。例えば、本人のみ、または本人・配偶者・子等で構成されている家族です。大学院に在学する者のうち、次の「ア」「イ」「ウ」の**全て**に該当する者について、「独立生計者」として申請することができます。

ア．父母等の扶養親族でない者 …… 健康保険証等により証明できること

イ．父母等と別居している者 …… 住民票およびアパート等の契約書（コピー）により証明できること

ウ．本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入を証明する書類を提出できる者

※ 現在、無収入でも、入学前に社会人として職についていた者は、それがわかる書類を提出できれば、「独立生計者」として申請可能です。

※「独立生計者」は、本人（配偶者・子等があるときは、配偶者・子等を含む）の証明書類の提出のみで可。両親の証明書類は必要ありません。

③ 「通学区分」の欄は、申請者本人が、家族と同居している場合は「自宅」に、就学のため世帯と別居している場合は「自宅外」にチェックしてください。
ただし、独立生計者は全員「自宅」となります。

※ 「自宅外」で住民票を実家から移していない者は、手元にある最新の「アパート等の契約書」または「入寮許可証」または「公共料金の領収書」のコピー（住所・入居者氏名・契約期間（公共料金領収書の場合は発行日）のわかる部分）を提出してください。

（２）家族状況

世帯を構成する家族全員について、「就学者を除く家族」と「本人以外の就学者」に分けて記入してください。

① 「世帯」とは、同居・別居を問わず、申請者本人と生計を同一にする家族をいいます。

※ 平成３０年４月現在の状況について記入してください。
※ 就学・就労・療養等のために別居していて、住民票が別の家族であっても、「世帯」に含まれます。
※ 「職業」欄については、無職の場合も空白とはせずに、「無職」「年金収入」「専業主婦」等と記入してください。
※ 自宅外通学している学生でも、「独立生計者」以外は、父母兄弟等の証明書類の提出が必要です。

② 「別生計者」とは、世帯全員の住民票に記載されているが、生計が異なる者をいいます。

※ 祖父母・兄弟姉妹が、同居していても、生計を同一にしない場合は「別生計者」として申請できます。
※ 住民票に「別生計者」が記載されている場合は、家計調書[様式4]の家族欄に記入の上、「別生計者」とわかるように「続柄欄」に「○」をつけてください。（例： 兄 、祖父 、叔母 ）
※ 「別生計者」の収入等に関する証明書類は不要です。

③「本人以外の就学者」欄は、世帯内に「就学者」がいる場合に記入してください。
「就学者」とは次に在学する者です。

- 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、大学（大学院・専攻科・別科を含むが、研究生・科目等履修生・聴講生は除く）、盲・ろう・養護学校、専修学校（高等課程・専門課程）

※ 就学のため、世帯と別居している場合は、「通学区分」欄の「自宅外」にチェックをつけてください。
※ 本人を除く就学者がいる場合は、本学指定様式の在学証明書［様式６］を家族の在学校で証明してもらい、提出してください。

研究生・科目等履修生・聴講生・大学校・各種学校（予備校・職業訓練校等）、専修学校（一般課程）に在学する者は「就学者」として認定されないため、収入に関する証明書等が必要になります。 父母、配偶者が学生の場合は、「就学者」でも、収入に関する証明書等を提出してください。

④「世帯人数」は、申請者本人を含む同一世帯全員の人数を記入してください。
※ 自宅外通学者で一人暮らしをしている場合、１人ではありません。実家の家族を含めた人数を記入してください。
※ 独立生計者（大学院生のみ）は申請者本人と生計を同一にする家族（配偶者・子等）の合計人数を記入してください。

（３）特別控除　（該当する世帯のみ記入）

①「母子・父子世帯」　（独立生計者は該当しない）
該当する場合は、理由（死亡・離婚・未婚等）、時期、児童扶養手当・遺族年金の受給の有無を記入してください。
※ 児童扶養手当や遺族年金を受給している場合、受給金額が確認できる書類を提出してください。

②「障害者のいる世帯」　（申請者本人が障害者である場合も含みます。）
下記に該当する場合は、続柄・氏名を記入の上、障害者年金・特別児童扶養手当の受給の有無等をチェックしてください。

- 障害者手帳の所持者
- 公害病の認定者・原子爆弾による被爆者（障害がある場合のみ）
- 心神喪失の状況にある者、もしくは知的障害者と判定された者
- 常に就床を要し複雑な介護を要する者

※「障害者手帳のコピー（最新のもの）」等、証明するものを提出してください。
※ 障害者年金や特別児童扶養手当を受給している場合、「収入状況申告書［様式５］」に記入の上、受給金額が確認できる書類を提出してください。

③「長期療養者のいる世帯」
申請時現在において、６ヶ月以上にわたる期間療養中の者または療養を必要と認められる者（申請前１年以内の療養費の支出額の合計が２０万円以上の者に限る）で、医師の診断書等により証明できる者が対象となります。

- 療養費とは、医師の診断書により証明された病気にかかる診療代・治療代・入院費（差額ベッド代・食事代・文書料等除く）、看護人費用・治療または療養のための医薬品代等です。
- 診断書で証明された病気等以外にかかる治療代等、健康保険で医療給付を受ける金額および損害補償等によって補填される金額は、療養費の対象にはなりません。
  特に高額医療費には払戻金があるので、事前に調べてください。

※「医師の診断書（療養期間の記載されているもの）（※コピー不可）」および療養費の対象となる「領収書等（※コピー可。「長期療養費 領収書貼付用紙［様式１０］」に貼付。）」および「自己負担明細表［様式９］」をあわせて提出してください。
※「領収書等（※コピー可）」により、証明できる金額のみ、控除の対象となります。
※ 申請時現在において治療が終了している場合は、控除対象外です。

④「火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯」
申請前の６ヶ月以内（新入生は入学した学期の申請に限り入学前１年以内）に被害を受け、支出が増大したり、収入が減少して、将来長期（２年以上）にわたり著しく困窮状態におかれる場合が対象となります。

- 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合が対象です。　例：住居の修理費等
- 保険・損害保険・賠償等によって補填された金額については、被害額から除きます。

※「罹（被）災証明書（※原則コピー不可）」・「罹（被）災額を証明する書類（領収書、見積書等）※コピー可」をあわせて提出してください。

Ⅳ. 収入状況申告書 ［様式5］（同一世帯内の者１名につき１枚作成してください。様式が足りない場合はコピーしてください。）

- 同一世帯内の者について、１人につき１枚、提出してください。（収入源が複数あり、枠が不足する場合は、適宜枚数を追加してください。）
  ただし、「申請者本人」「就学者」「乳幼児」については、提出は不要です。（独立生計者で申請する場合は本人についても提出。）例：大学生の兄弟がアルバイトをしている場合、在学証明書［様式6］を提出。アルバイトに関する証明は不要です。
- 父母、配偶者が就学者の場合は、収入状況申告書［様式5］および在学証明書［様式6］を提出してください。
- 無収入の者は、収入状況申告書［様式5］の③の欄に記入の上提出してください。
- 通常は、平成２９年の実績を平成３０年の収入見込みといたします。年の途中で退職・就職・転職等した場合は、平均月額を算出し、１年分に換算した金額を審査に使用します。
  平成３０年の収入見込みが平成２９年の実績と著しく異なる場合は、それを証明する書類（年間支給見込証明書［様式7］等）の提出があれば、考慮して審査されます。
- 退職金などの臨時収入については申告の必要はありません。（短期間の給与収入は、申告が必要です。）

① 平成２９年１月以降に収入があったものについて、すべてチェックを入れてください。

② 収入のある者に関する記入欄
①でチェックを付けた収入について、下記の表の「記入要領」をもとに記入してください。

区分	所得(職業)の種類	記入要領
給与所得	給与・賃金	● 源泉徴収票は、「支払金額」欄の金額を「合計」欄に記入する。 ● 確定申告書Aは「収入金額等」欄の「給与」（㋐）の金額を「合計」欄に記入する。 ● 給与明細書は「振込額」ではなく、「支給総額」（税金等を含む金額）を該当の「月」欄に記入する。 ● 日本学術振興会特別研究員は、受給する研究奨励金額を該当の「月」欄に記入する。
	役員報酬	
	専従者給与	
	年金・恩給	● 年金・恩給等受給者は次のいずれかの金額を記入する。 ① 源泉徴収票は支払金額、受給証明書は年額を「合計」欄に、支払通知書（ハガキ）は「年金支払額」（控除前の額）を該当の「月」欄に記入する。 ② 確定申告書Aは「収入金額等」欄の公的年金等（㋑）の金額を「合計」欄に記入。 ③ 確定申告書Bは「収入金額等」欄の公的年金等（㋓）の金額を「合計」欄に記入。 ※ その他の証明書類については、支払い月の記載のないものに関しては証明書に支払い月を明記し、該当「月」欄または「合計」欄に記入する。
	失業給付金	● 雇用保険受給資格証（第1面）の「基本手当額」×「所定給付日数」の額を「合計」欄に記入する。
	生活扶助料	● 保護決定通知書等により、扶助料月額を記入。
	児童扶養手当 特別児童扶養手当	● 児童扶養手当証書等により、支給額を記入。

区分	所得(職業)の種類	記入要領
給与所得以外の所得	事業所得 （商・工・農・林・水産業等）	● 確定申告書Bは「所得金額」の①②③④⑤の額をそれぞれ「合計」欄に記入する。ただし、「給与」が計上されている場合は「収入金額等」欄の給与の額（㋐）を「合計」欄に記入する。 ● 今年新たに事業等を始めた場合は、最近3ヶ月分以上の収入金額・必要経費・所得金額がわかる書類により、収入金額から必要経費を除いた「所得金額」を該当「月」欄または「合計」欄に記入する。
	不動産所得 （家賃・地代）	
	利子・配当	
	その他の雑所得	● 前年と同じ場合は申請の前年１年間（平成２９年１月～１２月）の収入金額から必要経費を除いたものを、該当の「月」欄または「合計」欄に記入する。 ● 今年新たに始めた場合は、最近3ヶ月分の収入金額・必要経費・所得金額がわかる書類により、収入金額から必要経費を除いた「所得金額」を該当の「月」欄または「合計」欄に記入する。

③　無収入の者に関する記入欄

- 本人および家族の内、「本人」「就学者」「乳幼児」以外の者で、現在、無収入の者について記入してください。
  例：無職無収入・専業主婦・予備校生・家事手伝い・就職浪人等
  （ただし、独立生計者で無収入の場合は本人についても記入）
- 平成２９年１月以降に退職等し、現在無収入の場合は、平成２９年１月から退職等までの収入について、①の収入に関する欄もあわせて記入してください。
- 無職であっても、年金・失業手当・不動産収入等の収入のある者は、①および②の収入に関する欄に記入してください。

Ⅴ．在学証明書［様式６］（高校生以上の「就学者」1 名につき 1 枚作成してください。様式が足りない場合はコピーしてください。）

- 家族に、高校生以上の「就学者」がいる場合は、横浜国立大学経済支援制度専用 在学証明書［様式６］を就学先で証明してもらい提出してください。小学生・中学生については、提出は不要です。
- 必ず、本学所定の様式［様式６］を使用して下さい。
  就学者が在学する学校が独自に発行する在学証明書や学生証のコピーでは、国・公・私立の種別や学校の種類（小中高大その他）、自宅・自宅外通学の別などの審査項目を把握することができないためです。
- 兄弟姉妹等が、平成３０年４月に進学する等の事情で、提出期限までに在学証明書の発行が出来ない場合は、不足書類として扱い、経済支援係で別途期限を設定しますので、その他の揃えられる書類は、必ず期限内に提出してください。

選考結果について

Ⅰ．発表日・発表方法・納入期限等について

※ 個人情報保護の関係から、掲示による発表は行っていません。また個人宛の通知や電話による結果の確認も行っていません。
「学生情報システム」での確認が出来ない場合は、申請者本人が学生証を持参のうえ、学生支援課窓口でお問い合わせください。

申請名称	発表日（予定）	発表方法	納入期限／口座引落日について
入学料免除・徴収猶予	6月1日（金）	「学生情報システム」（各自のＩＤとパスワードでアクセスして確認ください） ※新入生の方へ「学生情報システム」は、入学後に使用できます。	● 免除結果が「全額免除」の者　→入学料の納入は必要ありません。 ● 免除結果が「不許可」「半額免除」の者、または「徴収猶予のみ申請者」で、 ・徴収猶予結果が「不許可」の者 →平成３０年６月２９日（金）までに、納入すべき入学料を納入。 ・徴収猶予結果が「許可」の者 →平成３０年９月２６日（水）までに、納入すべき入学料を納入。 納入方法：「払込書」を財務部財務課債権係で受領し、ゆうちょ銀行で納入
（春学期分）授業料免除・徴収猶予	6月29日(金)		● 免除結果が「全額免除」の者　→授業料の引落しはありません。 ● 免除結果が「不許可」「半額免除」の者、または「徴収猶予のみ申請者」で、 ・徴収猶予結果が「不許可」の者、または「免除のみ申請者」 →平成３０年７月２７日（金）に口座引落 ・徴収猶予結果が「許可」の者 →平成３０年９月１２日（水）に口座引落 納入方法：登録口座からの自動引落
（秋学期分）授業料免除・徴収猶予	11月30日（金）		● 免除結果が「全額免除」の者　→授業料の引落しはありません。 ● 免除結果が「不許可」「半額免除」の者、または「徴収猶予のみ申請者」で、 ・徴収猶予結果が「不許可」の者、または「免除のみ申請者」 →平成３０年１２月２７日（木）に口座引落 ・徴収猶予結果が「許可」の者 →平成３１年２月２７日（水）に口座引落 納入方法：登録口座からの自動引落 ※ 「一括申請」した者は、秋学期の結果も必ず確認してください。

※ 発表日は予定です。状況によって変更になる場合もあります。変更する場合は、掲示板および学生支援課ウェブサイトでお知らせします。
※ 所定の期日までに入学料／授業料の納入がない場合、「除籍」になりますので、必ず納入期限を守ってください。
※ 入学料と授業料では、納入方法が異なりますので注意してください。
※ 申請した学生は、選考結果が発表されるまでは全員、入学料または授業料の徴収が猶予されます。
通常の引き落し日には、授業料の引落しはありません。

Ⅱ．前年度の実績について

（1）入学料免除

結果	該当者数	割合
全額免除	0 人	0.0%
半額免除	88 人	45.6%
不許可	105 人	54.4%
合計	193 人	100.0%

（2）授業料免除

結果	該当者数	割合
全額免除	555 人	63.7%
半額免除	199 人	22.9%
不許可	117 人	13.4%
合計	871 人	100.0%

※ 平成２９年度春学期の一般申請（日本人）の選考結果です。留学生、特別の事情による申請者は除きます。
※ 免除予算は年度ごとに変更になりますので、今年度も同様の割合で免除になるとは限りません。
審査の結果によっては、支払いが必要になる場合がありますので、その場合に備えて必要な金額を確認しておいてください。

Q＆A

【申請について】

Q1．申請すれば必ず免除されますか。
A1．必ず免除されるわけではありません。一般申請の場合は、「学業」と「経済状況」に関する審査、特別の事情による申請の場合は、「経済状況」に関する審査があります。審査の結果、「全額免除」「半額免除」「不許可」の判定がされます。ただし、免除に係る予算が限られているため、申請者多数の場合は、審査を通過しても免除を受けられない場合があります。その場合は、経済的困窮度の高い順に免除されます。免除されなかった場合に備えて、必要な金額および納入期限を必ずご確認ください。

Q2．入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予のすべてを申し込む場合、添付書類は4部必要ですか。
A2．添付する書類は、１部で構いません。横浜国立大学経済支援制度申請書［様式3］の申請を希望する制度の欄にチェックしてください。

Q3．奨学金を申請していますが、入学料や授業料免除・徴収猶予の申請もできますか。
A3．奨学金と免除制度は別の制度なので、両方申請することも可能です。奨学金の条件を確認した上で、申請してください。

Q4．申請受付期間までに、添付書類が全て揃いません。
A4．申請時に全ての必要書類を揃えて提出することを原則としていますが、不足書類として認められた場合は後から提出することもできますので、揃えられる書類を必ず申請受付期間内に提出してください。
不足書類については、学生支援課経済支援係が再提出の期限を指定しますので、再提出期限は厳守願います。

Q5．「同一世帯」とはどこまでを指しますか。
A5．同居・別居を問わず、申請者本人と生計を同一にする家族を指します。　単身赴任中の父親または母親、就学のために別居している兄弟姉妹なども、「同一世帯」に含まれます。逆に、同居していても生計が別の兄弟姉妹・祖父母などは「別生計」になります。「同一世帯」の者については、住民票、収入・就学等に関する書類などが必要です。「別生計」の者については、証明書類は必要ありません。

Q6．学部生で、親からの仕送りは受けていませんが、「独立生計者」になれますか。
A6．「独立生計者」は原則、大学院生のみです。大学院生でも、下記のア、イ、ウの全てに該当し、証明書類が提出できる者のみになります。

ア．父母等の扶養親族でない者 …… 健康保険証等により証明できること
イ．父母等と別居している者 …… 住民票・アパート等の契約書（コピー）により証明できること
ウ．本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入を証明する書類を提出できる者

特殊な事情がある場合は、学生支援課経済支援係にご相談ください。

Q7．非課税の収入（遺族年金・生活保護受給等）は申告しなくても構いませんか。
A7．授業料免除の審査は、税金の計算とは異なりますので、非課税の収入も必ず申告して下さい。

【選考結果発表後の所得証明書の提出について】

Q8．選考結果発表後に所得証明書の提出が必要な人は？　【平成３０年度変更点】
A8．平成３０年度春学期の授業料免除の結果に関係なく、春学期の授業料免除を申請した際に、秋学期の授業料免除も一括で申請した場合は、平成３０年度（平成２９年分）の所得証明書の提出が必要です。（春学期に申請をした場合は、原則、一括申請となっています。）
一括申請をした日本人学生（永住者等も含む。留学生は除く）であれば、選考結果が「不許可」であっても提出が必要です。（コピー不可）

Q9．なぜ所得証明書の提出が必要なのですか？
A9．審査をより公平・公正に行うため、申請時に提出していただいた収入状況申告書や源泉徴収票、確定申告書などと突き合わせて再度確認をします。
　最新の「平成３０年度（平成29年分）所得証明書」（平成29年１月～12月の所得金額を公的に証明する書類）は、春学期申請受付締切後の平成３０年６月頃から発行が可能になるため、春学期の選考結果発表後に提出をお願いしています。※ 秋学期は、選考結果発表後に提出する書類はありません。

Q１０．所得証明書はどんな書類ですか？　【平成30年度変更点】
A１０．今回提出を依頼している「平成３０年度（平成29年分）所得証明書」は、平成29年１月～12月までの所得金額を公的に証明する書類です。（平成３０年６月頃から発行できます。）
　名称は、「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」「市・県民税課税（非課税）証明書」など、自治体によって異なります。所得金額・住民税の課税・非課税の欄などを確認しますので、記載事項が省略されていないものをご用意ください。
　また、平成３０年度春学期から、提出する所得証明書における住民税額の記載が必須となりました。市区町村によっては、申し出がない限り住民税額の記載を省略して所得証明書を交付しているところもありますので、その場合は住民税額の記載のある所得証明書を希望する旨、市区町村役所窓口で申し出てください。

Q１１．どこで発行できますか？
A１１．平成30年１月１日時点で住民票の住所があった、市区町村の役所で発行することができます。
　その後に引っ越しなどで住民票を移した場合は、異動前の市区町村役所で取得してください。

Q１２．誰の分が必要ですか？
A１２．同一世帯内で、本人・就学者・乳幼児を除いた全員分の提出が必要です。（ただし、独立生計者は本人分についても提出してください。）

Q１３．収入がない人の分はどうすればいいですか？
A１３．平成29年中に所得がなかった方の分については、所得金額０円を証明する「非課税証明書」を提出してください。

Q１４．所得証明書が発行できない場合はどうすればいいですか？
A１４．収入が少ない、または無収入のため確定申告をしていなくて所得証明書が取れない場合は、市区町村役所で平成29年分「市民税・県民税申告書」の手続きを取り、控えのコピーを提出してください。

Q１５．所得証明書の代わりになる書類はありますか？
A１５．「平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は代替書類として提出が可能です。（コピー不可）
　ただし、これは再発行ができない書類ですので、何度でも発行が可能な所得証明書の提出をお薦めしています。
　「源泉徴収票」「確定申告書（控）」「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」「納税証明書」などは代替書類として認められません。また、平成29年度（平成28年分）の所得証明書も認められません。

Q１６提出は窓口に直接行かなければなりませんか？
A１６．郵送での提出も可能です。下記の住所宛てに期限必着でお送りください。
　その際、学生本人の学籍番号・氏名・学生本人からみた続柄（父、母など）を証明書の空欄に記入してください。

横浜国立大学 学生センター２階 学生支援課 経済支援係
住所：〒240-8501　神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台79－8
　横浜国立大学 学務部 学生支援課 経済支援係 授業料免除担当 宛
TEL：045－339－3113　MAIL：gakusei.keizai@ynu.ac.jp
窓口：土日祝除く、平成30年8/13（月）、14（火）除く　8:30～12:45／13:45～17:00

その他、不明な点がありましたら、学生支援課経済支援係までお問い合わせください。

裏面:書類見本

【所得証明書（見本）】

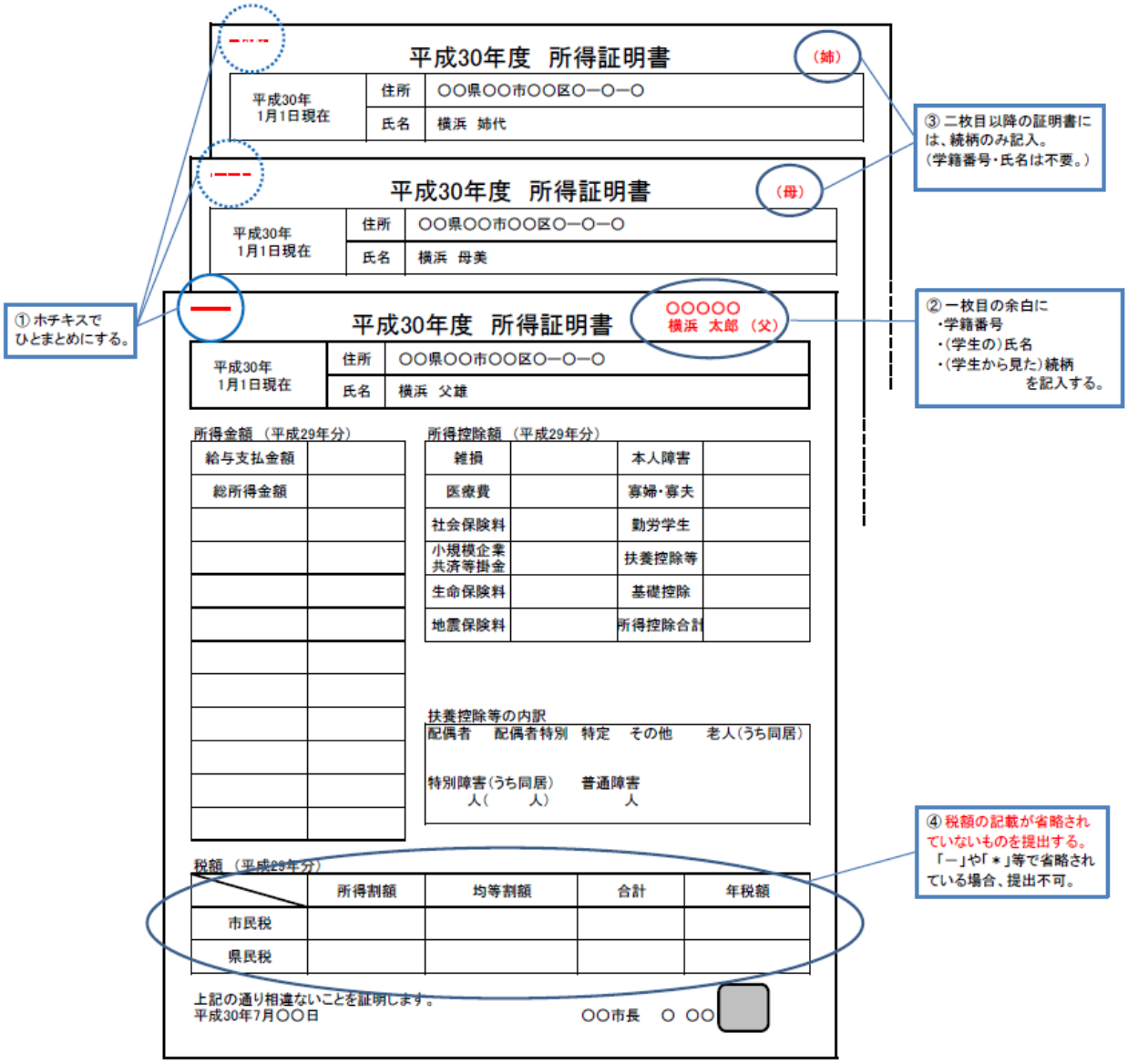
平成30年度　所得証明書
（姉）
平成30年
1月1日現在
住所
〇〇県〇〇市〇〇区〇ー〇ー〇
氏名
横浜　姉代
平成30年度　所得証明書
（母）
平成30年
1月1日現在
住所
〇〇県〇〇市〇〇区〇ー〇ー〇
氏名
横浜　母美
平成30年度　所得証明書
〇〇〇〇〇
横浜　太郎　（父）
平成30年
1月1日現在
住所
〇〇県〇〇市〇〇区〇ー〇ー〇
氏名
横浜　父雄
所得金額（平成29年分）
給与支払金額
総所得金額
所得控除額（平成29年分）
雑損
医療費
社会保険料
小規模企業共済等掛金
生命保険料
地震保険料
本人障害
寡婦・寡夫
勤労学生
扶養控除等
基礎控除
所得控除合計
扶養控除等の内訳
配偶者　配偶者特別　特定　その他　老人（うち同居）
特別障害（うち同居）　普通障害
人（　人）　人
税額（平成29年分）
所得割額
均等割額
合計
年税額
市民税
県民税
上記の通り相違ないことを証明します。
平成30年7月〇〇日
〇〇市長　〇　〇〇
① ホチキスでひとまとめにする。
② 一枚目の余白に
・学籍番号
・（学生の）氏名
・（学生から見た）続柄
を記入する。
③ 二枚目以降の証明書には、続柄のみ記入。
（学籍番号・氏名は不要。）
④ 税額の記載が省略されていないものを提出する。
「ー」や「＊」等で省略されている場合、提出不可。

掲示板案内

建設学科大型水槽実験棟
第 2 食 堂
自販機
ATM
西 門
海洋工学棟
船舶海洋実験棟
北 門
建設学科
土木工学棟
物質工学科
化工・安工棟
機器分析センター
共同研究推進センター
総合研究棟
物質工学科
化学棟
環境情報学府
理工学系事務棟
教務係，工学府係
碑
電話
環境情報
1号棟
環境情報
学府係
掲示板
理工学系研究図書館
工学府
理工学府
工学基礎研究棟
生産工学科棟
大学院工学研究棟
理工学部B・C講義棟
都市イノベーション学府
理工学部
理工学部A講義棟
電子情報工学科棟
情報基盤センター
理学研究棟
←相鉄和田町
南 門
案内板
建築学棟
都市イノベーション係
都市科学部
学生センター
別棟
(図書館内通行可)
階段
附属 図書館
学生センター
メインストリート
美術棟
教育人間科学部事務棟
(学務第一係)
(学務第二係)
(入試係)
(数職大学院係)
第一研究棟
教育人間科学部講義棟6号館
経営学部
国際社会科学府
経済学専攻博士課程前期
経済学部
国際社会科学府
経営学専攻博士課程前期
教育デザインセンター
教育人間科学部
教育学部
教育学研究科
講義棟7号館
教育人間科学部
経済学部講義棟2号館
法学研究棟
経済学部新研究棟
←横浜新道バス停
←相鉄和田町
南通用門
経済学部講義棟1号館
経済学部事務棟
(経済学務係)
(学務企画係)
経済学部1号館
音楽棟
教育人間科学部講義棟8号館
経営学部講義棟1号館
経営学部事務棟
(経営学務係)
(法科大学院係)
経営学部1号館
本部西棟(都市科学部学務係)
本部棟
体育館・武道館
経営学部講義棟2号館
国際社会科学研究棟
経営学研究棟
債権係
(本部棟1階)
土日祝除く
9:00～17:00
自販機
大 学 会 館
第 1 食 堂
小運動場
国際教育センター
国際社会科学府
法律系博士課程前期
全専攻博士課程後期
法科大学院
教育文化ホール
岡沢町バス停、地下鉄三ツ沢上町→

注 意 事 項

① 提出された書類の閲覧・貸出・返却はいたしませんので、自分用のコピーが必要な場合は、提出前に取っておいてください。

② 虚偽の内容を申告した場合、学則違反の事実が判明した場合は、「申請無効」になります。

結果発表後に、その事実が判明した場合も、「申請無効」により、結果取消となります。

③ 不足書類・追加書類や確認事項がある場合に、学生支援課経済支援係から連絡する場合があります。

※在学生は、原則「YNU ネットアドレス」宛に連絡します。新入生も、入学後は「YNU ネットアドレス」宛に連絡します。

「YNU ネットアドレス」の受信が確認できるようにしておいてください。携帯電話への受信設定・転送設定も可能です。設定についての詳細は、「横浜国立大学情報基盤センター」のウェブサイトで確認してください。

また、**「045-339-　」**からの着信があれば、折り返し連絡してください。

連絡がつかない場合、内容によっては「申請無効」になります。

④ 受付期間終了後に、**「家計支持者の死亡」「風水害等特別の事情」**に該当する事由が生じ、授業料の支払いが困難になった場合は、学生支援課経済支援係までお問い合わせください。

⑤ 申請にあたり、ご提出いただいた書類に記載されている情報は、選考のために利用され、その他の目的には利用されません。

（希望者のみ、大学推薦奨学金申請における、学内選考審査の情報として使用することができます。）

横浜国立大学　学務部学生支援課 経済支援係（学生センター2階）

住 所：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台79－8 横浜国立大学 学生支援課 経済支援係 授業料免除担当

ＴＥＬ：045-339-3113　　FAX:045-339-3119

E-MAIL：　gakusei.keizai@ynu.ac.jp

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：　http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/

窓口時間：土日祝除く　8:30～12:45/13:45～17:00